

○ 招 集 告 示

坂戸・鶴ヶ島消防組合告示第7号

令和3年7月9日第2回坂戸・鶴ヶ島消防組合議会定例会を坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部に招集する。

令和3年6月24日

坂戸・鶴ヶ島消防組合管理者 石 川 清

○ 会 期

令和3年7月9日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員(8名)

1番 中 村 拡 史
3番 松 尾 孝 彦
5番 宮 坂 裕 之
7番 森 田 文 明

2番 内 野 嘉 広
4番 藤 野 登
6番 長 谷 川 清
8番 猪 俣 直 行

不応招議員(なし)

令和3年第2回坂戸・鶴ヶ島消防組合議会定例会

○議事日程(第1号) 令和3年7月9日

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

- ・ 現金出納検査の結果について(監査報告第2号)

日程第4 議案第12号 財産の取得について(消防ポンプ自動車購入)

日程第5 議案第13号 財産の取得について(高規格救急自動車購入)

日程第6 一般質問

午前10時00分開会

出席議員(8名)

1番 中 村 拓 史
3番 松 尾 孝 彦
5番 宮 坂 裕 之
7番 森 田 文 明

2番 内 野 嘉 広
4番 藤 野 登
6番 長 谷 川 清
8番 猪 俣 直 行

欠席議員(なし)

説明のための出席者

管 理 者 石 川 清
会 計 者 近 藤 猛
管 理 者
次 長 吉 川 正 晃
副 参 与
(総務課長
事務取扱)
沼 田 淳 司
予 防 課 長 今 野 淳 一
指 揮 指 令 長 山 岸 久 人
課
監 査 委 員 田 中 浅 男

副管理者 齊 藤 芳 久
消 防 長 中 村 政 美
次 長
(坂 戸
消防署長
事務取扱)
神 田 栄 彦
管理課長 田 口 孝
警防課長 山 田 勝 也
鶴ヶ島
消防署長 小 川 浩 明

事務局職員出席者

書 記 松 本 修
書 記 平 田 陽 一
書 記 大 塚 愛 子

書 記 淡 路 聡
書 記 西 澤 雄 人

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○藤野 登議長 議員の皆さん、おはようございます。

現在の出席議員、8人全員でございます。

よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年7月第2回坂戸・鶴ヶ島消防組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議長の挨拶

(藤野 登議長起立)

○藤野 登議長 議事に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和3年7月第2回坂戸・鶴ヶ島消防組合議会定例会を開会いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにお忙しい中をご出席いただき、ここに開会の運びとなりましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

また、説明者におかれましても、ご多用の中、石川管理者、齊藤副管理者をはじめ関係者のご出席をいただき、御礼を申し上げる次第であります。

本日は、「財産の取得について(消防ポンプ自動車購入)」をはじめ2議案が提出されております。本組合充実のため、何とぞ慎重ご審議の上、適切なるご議決を賜りますとともに、議事の運営につきましても格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

(藤野 登議長着席)

◎議事日程の報告

○藤野 登議長 議事日程につきましては、お手元に配付のとおりです。

直ちに本日の議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名について

○藤野 登議長 日程第1・「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において

6番 長谷川 清 議員

7番 森田 文明 議員

の両議員を指名いたします。

◇

◎会期の決定について

○藤野 登議長 日程第2・「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。会期の日程は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○藤野 登議長 ご異議なしと認めます。

よって、令和3年7月第2回坂戸・鶴ヶ島消防組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◇

◎諸報告

- ・ 現金出納検査の結果について(監査報告第2号)

○藤野 登議長 日程第3・「諸報告」をいたします。

監査委員より令和3年1月分から5月分の現金出納検査の結果報告がありました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職・氏名並びに事務局職員の職・氏名を一覧表として配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で諸報告を終わります。

◇

◎議案第12号、議案第13号の一括上程について

○藤野 登議長 お諮りいたします。

日程第4・議案第12号・「財産の取得について(消防ポンプ自動車購入)」及び日程第5・議案第13号・「財産の取得について(高規格救急自動車購入)」を一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○藤野 登議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

◇

◎議案第12号、議案第13号の一括上程、説明

○藤野 登議長 日程第4・議案第12号・「財産の取得について(消防ポンプ自動車購入)」及び日程第5・議案第13号・「財産の取得について(高規格救急自動車購入)」を一括議題といたします。

議案につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

（石川 清管理者登壇）

○石川 清管理者 おはようございます。ただいま議題となっております議案第12号及び議案第13号の2件につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

はじめに、議案第12号・「財産の取得について(消防ポンプ自動車購入)」でございますが、現在の坂戸市消防団大家分団第3部及び鶴ヶ島市消防団第四分団の車両は、購入からそれぞれ18年が経過しており、経年劣化による故障も懸念をされますことから、車両の整備計画に基づきまして、これらを更新するものであります。

納入業者につきましては、指名競争入札により、6月4日に入札をいたしました結果、埼玉消防機械株式会社西部営業所が2台の税込み価格3,995万2,000円で落札したものであります。

次に、議案第13号・「財産の取得について(高規格救急自動車購入)」でございますが、現在の車両は、東救急1号車が平成24年1月に配備し、9年が経過し、走行距離は16万7,000キロ、鶴ヶ島救急1号車が平成26年2月に配備し、7年が経過し、走行距離は20万5,000キロを超えておりますことから、救急車両の更新計画に基づきまして、これらを更新させていただくものであります。

納入業者につきましては、指名競争入札により、6月4日に入札をいたしました結果、埼玉トヨタ自動車株式会社鶴ヶ島店が2台の税込み価格6,135万8,000円で落札したものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

（石川 清管理者降壇）

○藤野 登議長 以上をもって提案の理由の説明は終わりました。

————— ◇ —————

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○藤野 登議長 これより各案件につき単独質疑、討論、採決に入ります。

最初に、日程第4・議案第12号・「財産の取得について(消防ポンプ自動車購入)」に対する質疑に入ります。

7番・森田文明議員。

○7番(森田文明議員) おはようございます。7番、森田文明です。ただいま議題となっております議案第12号・「財産の取得について(消防ポンプ自動車購入)」について質疑を行います。

本案につきましては、坂戸市消防団大家分団第3部と鶴ヶ島市消防団第四分団の2台の消防ポンプ自動車を3,995万2,000円、1台当たりになりますと1,997万6,000円で取得しようとする内容となっているわけであります。

質問ですが、議案の資料に購入する消防ポンプ自動車の仕様概要が添付されておりますが、この仕様内容については、実際に運用する消防団員の意見等を踏まえた内容であるものと理解しておりますが、これまで消防団の消防ポンプ自動車の購入と今回の購入する車両、新たに加えられた仕様等があるのかどうか伺います。

○藤野 登議長 山田警防課長、答弁。

○山田勝也警防課長 お答え申し上げます。

消防団員等の意見等を踏まえ、可能な範囲内で消防団車両の仕様を作成し、購入しているところでございます。
また、現在導入しております消防団車両につきましては、平成29年3月の道路交通法の一部改正に伴い、普通運転免許証を保有する消防団員が運転できるよう、車両の総重量を3.5トン未満としており、1トントラックシャシを使用し、軽量化が図られているところでございます。このため、積載品についても総重量との関係がございますことから、大きな変更は難しく、昨年度購入した車両から新たに加えた仕様はございません。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番(森田文明議員) 再質疑をさせていただきます。

今回購入する車両、総重量との関係で、特に新たに加えた仕様はないということでございます。では、今回この購入しようとする消防ポンプ自動車2台については、それぞれ現在消防団が運用している車両の更新、後継車として購入するものであって、更新に伴って2台が廃車となるわけであります。この廃車となる2台の消防ポンプ自動車の処分について伺いますが、令和元年度において、今回と同様に消防団が使用する消防ポンプ車2台が更新された際に廃車となった2台について、1台当たり74万6,680円でそれぞれ売払っておりますが、今回も同様に売払う、そういった方向での財産処分となるのか、その考え方について伺います。

○藤野 登議長 山田警防課長、答弁。

○山田勝也警防課長 お答え申し上げます。

現在運用しております消防団車両2台につきましては、廃車車両とはいえ、当組合における貴重な財産でもあることから、前回と同様に廃車後は売払いによる財産処分を予定しております。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

○7番(森田文明議員) 了解です。

○藤野 登議長 ほかに。

(「なし」の声)

○藤野 登議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」の声)

○藤野 登議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○藤野 登議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○藤野 登議長 次に、日程第5・議案第13号・「財産の取得について（高規格救急自動車購入）」に対する質疑に入ります。

7番・森田文明議員。

○7番（森田文明議員） 7番、森田文明です。ただいま議題となっております議案第13号・「財産の取得について（高規格救急自動車購入）」について質疑を行います。

本案は、東救急1号車と鶴ヶ島救急1号車、この2台の高規格救急自動車を6,135万8,000円で取得しようとする内容となっているわけであります。1台当たりいたしますと3,067万9,000円となるわけであります。

質問ですが、昨年、令和2年度において鶴ヶ島消防署に増車となった高規格救急自動車の購入価格は3,740万円であったわけであります。この昨年購入した高規格救急自動車に比べて大幅に下回る金額で今回取得できるわけでありますが、その要因について伺います。

○藤野 登議長 山田警防課長、答弁。

○山田勝也警防課長 お答え申し上げます。

今年度配備いたします救急車両2台は、更新車両でございますが、昨年度配備いたしました鶴ヶ島救急2号車につきましては、新規事業で購入したものでございます。新規事業につきましては、無線機やAVM装置等を新たに装備いたしますことから、購入価格に差が生じた要因でございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番（森田文明議員） 再質疑を行います。

今回購入しようとする東救急1号車と鶴ヶ島救急1号車、この2台の高規格救急自動車について、これまで購入してきた高規格救急車にはなくて、新たに仕様に加えた救命機器等があるのかどうか、その点について伺います。

○藤野 登議長 山田警防課長、答弁。

○山田勝也警防課長 お答え申し上げます。

救急業務実施基準に準じた資機材等を高度な救命処置を行えるよう精選しながら装備しておりますが、昨年度購入しました救急車両から新たに導入した資機材等はございません。今後につきましても、市民の生命及び財産を守るべく、情報を収集し、効率的な資機材等の装備に万全を期してまいります。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番（森田文明議員） これまでの高規格救急自動車と比較して、新たに装備したものはないということで理解いたしました。

再々質疑を行います。この今回購入しようとする2台の高規格救急自動車、これについては現在運用している高規格救急自動車の更新、後継車として購入するものとなるわけであります。今後この更新に伴って廃車となる2台のこの高規格救急自動車の財産処分について伺います。

○藤野 登議長 山田警防課長、答弁。

○山田勝也警防課長 お答え申し上げます。

鶴ヶ島救急1号車につきましては廃車し、売払いによる財産処分を予定しております。また、東救急1号車につきましては予備車とし、新たに坂戸救急3号車として坂戸消防署に配備する予定となっております。

なお、現在運用しております坂戸救急3号車につきましては、令和元年度に埼玉西部消防局から寄贈された車両であり、その際、廃車後、売払いではなく、発展途上国等へ寄贈するよう依頼されておりますことから、寄贈する予定となっております。

以上でございます。

○藤野 登議長 ほかに。

(「なし」の声)

○藤野 登議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」の声)

○藤野 登議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○藤野 登議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

◎一般質問

○藤野 登議長 日程第6・「一般質問」を行います。

通告者は1人であります。

発言を許可いたします。

なお、質問時間については、議会運営についての申合せ事項により、執行部の答弁を含め60分以内となっておりますので、ご注意願います。

7番・森田文明議員。

(7番「森田文明議員」登壇)

○7番(森田文明議員) 7番、森田文明です。ただいまから通告に従いまして一般質問を行います。

通告した質問は2項目、消防団員の処遇改善についてと大規模倉庫等の火災予防対策についてであります。

はじめに、1項目めの消防団員の処遇改善についてであります。消防団は、地域の消防防災体制の中核的役割を果たす存在ではありますが、全国の消防団員数は、令和2年4月1日現在81万8,478人で、2年連続1万人以上減少している状況にあり、消防団員の減少は地域防災力の低下となり、地域住民の生命、身体、財産の保護に支障を来すこととなるところであります。

総務省消防庁では、こうした消防団員数が危機的な状況にあることを踏まえ、消防団員数を確保することを目的に、消防団員の処遇等に関する検討会を昨年12月から本年3月まで開催し、消防団員の適切な処遇の在り方について議論が行われ、本年4月にその中間報告に基づき、出勤報酬の創設や消防団員の報酬等の基準の策定、消防団の運営費の適切な計上等、消防団員の処遇改善に向けて今後必要な措置として取り組むべき事項について、消防庁長官から通知が発出されたところであります。

そこで、次の1点について質問いたします。令和3年4月13日付、消防庁長官通知、「消防団員の報酬等の基準の策定等について」に基づく本組合の取組について伺います。

次に、2項目めの大規模倉庫等の火災予防対策についてであります。近年、本組合管内において、大規模な物流倉庫等が相次いで建設されております。特に関越自動車道坂戸西スマートインターチェンジ周辺では、延べ床面積が約17万8,000平方メートルを超える4階建ての大型物流センターや延べ床面積が2万4,000平方メートルの3階建ての物流センターが建設され、さらに今後新たな大型物流センターの建設が計画されている状況にあります。

一方で、近年、大規模で社会的影響の大きい倉庫火災が相次いで発生しており、総務省消防庁の統計によれば、平成21年から平成30年までの10年間で、延べ床面積1万平方メートル以上の倉庫火災は118件発生しているところであります。特に平成29年2月に県内三芳町で発生した大規模な倉庫火災は、床面積約4万5,000平方メートルを焼損し、発生から鎮火まで12日間を要したところであります。管内において大規模な物流倉庫等が相次いで建設されている現状を踏まえ、以下1点について質問いたします。

大規模物流倉庫等の火災予防対策の強化と火災発生時の消火活動計画について。

以上をお伺いして、1回目の質問といたします。

（7番「森田文明議員」降壇）

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

（中村政美消防長登壇）

○中村政美消防長 ご質問の項目に従いまして、順次お答え申し上げます。

はじめに、消防団員の処遇改善についての令和3年4月13日付消防庁長官通知によります消防団員の報酬等の基準の策定に基づく本組合の取組についてでございますが、今回消防庁長官から発出されました通知では、消防団員の報酬等の基準を定め、団員の階級にある者は年額報酬を3万6,500円を標準とし、火災や風水害等への出勤報酬は、1日当たり8,000円を標準とすること。また、報酬等の団員本人への直接支給の徹底を図り、団員個人に直接支給すべき報酬等と分団部の運営経費を適切に区分することなどが主な内容であり、消防団と協議の上、十分な検討を行い、令和4年4月1日から施行することとなっているところでございます。

この通知を受けまして、本組合の取組についてでございますが、報酬等の団員本人への直接支給あるいは団員個人に直接支給すべき報酬等と分団部の運営経費の区分に関しましては、既に通知どおり支給をしているところでございます。また、団員の年額報酬と火災や風水害等への出勤報酬につきましては、坂戸・鶴ヶ島消防組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例にそれぞれ定めておりまして、基本団員の報酬につきましては、今回基準として示された年額3万6,500円に対しまして、当消防組合では11万5,000円の報酬額を定めているところでございます。

さらに、火災や風水害等の災害への出勤手当に当たります費用弁償につきましては、消防団を中核とした地域

防災力の充実強化に関する法律に基づきまして、平成31年4月に当該条例の一部改正を行いまして、災害出動においては、これまで1回につき2,500円の出動手当であったものを、4時間以内の場合は1回3,500円、4時間を超えた場合は1回7,000円に改め、団員の処遇の改善を図ったところでございます。

こうした経過を踏まえ、当消防組合といたしまして、今回の通知について検討いたしましたが、当消防団員への報酬額につきましては、今回示された標準額を大幅に上回る報酬額を定めていることなども考慮いたしますと、均衡が十分取れていると判断いたしまして、現時点では報酬及び費用弁償を現状のまま維持していきたいと考えているところでございますが、今後におきましても国、県内の消防団の状況等を注視しつつ、適切に対応していきたいと考えております。

次に、大規模倉庫等の火災予防対策についての火災予防対策の強化と火災発生時の消火活動計画についてでございますが、はじめに当組合の火災予防対策の強化につきましては、当組合管内におきましても、大規模な物流倉庫が建築されており、今後におきましてもその建設がさらに計画をされているところでございます。大規模倉庫は、一般的な建築物と比較いたしましても、可燃物を大量に収容し、出入口や開口部が少ないため、火災発生時には延焼を拡大する危険性が極めて高くなります。そのため、消防法においては、必要な消防用設備等の設置を義務づけているほか、平成29年2月に三芳町で発生した大規模物流倉庫火災を受けまして、総務省消防庁では「大規模倉庫における消防活動支援対策ガイドライン」を作成し、倉庫事業者などの関係団体に対しまして、個々の倉庫の実情に応じた対策を講じていただくよう、協力を呼びかけたところでございます。

本ガイドラインは、広範囲な倉庫火災が発生した場合に、効率的な消火活動を行うための環境を確保するため、消防隊の内部進入を支援するための措置や建物中央部における消防活動を支援する措置などを講じる等の内容となっておりますが、あくまでも法的強制力はなく、自主的なご理解、ご協力の下に安全対策を促すものとなっております。現在、当組合管内において建設中であります大規模倉庫につきましては、建設計画の段階におきまして、施主をはじめとする設計者等の関係者に対しまして、当該ガイドラインの趣旨と重要性についてご説明申し上げ、指導したところ、ご理解、ご協力をいただき、管内で初めて本ガイドラインを準用した連結送水管の設置と2階以上の階に非常用進入口を設けるなど、ハード面における火災予防対策の強化を図ったところでございます。

また、火災発生時は、早期における適切な通報や消火器、屋内消火栓設備などを用いた確実な初期消火並びに従業員の避難を迅速かつ円滑に行えるよう、各事業所の防火管理者が中心となって消防訓練を重ねていただくことが極めて重要となります。今後も引き続き、事業所側におけるソフト面での火災予防対策の強化にも努めていきたいと考えているところでございます。

続きまして、火災発生時の消火活動計画についてでございますが、三芳町で発生した大規模物流倉庫火災を受け、平成29年9月に総務省消防庁より「大規模倉庫火災におけるより効率的な消火活動を実施するための今後の方策について」が通知されたことを受け、当組合においては総務省消防庁が大規模倉庫の基準として示した延べ面積5万平方メートル以上の倉庫のほか、さらに広げ、1万平方メートル以上の倉庫を対象とし、大規模倉庫の火災発生時の効率的な消火活動を遂行するための活動方針、車両の部署位置、進入経路、防災センターや水利の位置、消防用設備等の設置状況及び収容物など、消防活動に必要な情報を新たに見直した警防計画を作成し、対応しているところでございます。

以上でございます。

(中村政美消防長降壇)

○藤野 登議長 よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番(森田文明議員) 一通りご答弁いただきましたので、これより一問一答方式により質問させていただきます。

はじめに、1項目めの令和3年4月13日付、消防庁長官通知に基づく本組合の取組についてであります。この通知については、質問の中でも申し上げましたが、国において消防団員が毎年減少し、危機的な状況にあることを踏まえて、この消防団員数を確保することを目的に消防団員の処遇等に関する検討会を立ち上げ、その議論を踏まえて消防団員の処遇改善に向けて今後必要な措置として取り組むべき事項について通知を発出したわけがあります。特に今回示された通知について、年額報酬と災害時出勤報酬に限って見ますと、国が示す年額報酬の標準額が据え置かれ、団員の災害出勤における報酬標準額は、現行の7,000円から1日当たり8,000円と1,000円引き上げられたわけがあります。答弁では、本組合の基本団員の報酬については、標準額を上回る報酬額を支給していること、あるいは平成31年4月に災害時の出勤報酬について7,000円にする等の条例の一部改正を行っていることから、均衡が十分取れていると判断し、災害出勤時における報酬額は引き上げず、現行のまま7,000円に据え置きたいとの答弁であります。

まず、この質問に入りますが、今回の国の通知の目的は、消防団員数を確保することを目的としているわけであり、はじめに、本組合消防団の本年4月1日現在の基本団員数の状況について伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

坂戸市消防団につきましては、基本団員定数243人に対しまして実団員数194人、鶴ヶ島市消防団につきましては、基本団員定数60人に対しまして実団員数58人でございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番(森田文明議員) 本年4月1日現在の本組合の消防団の基本団員数、坂戸市消防団は、基本団員の定数243人に対し、実団員数が194人、つまり49人の欠員、鶴ヶ島市消防団については、基本団員定数60人に対し、実団員数58人で2人の欠員とのことであります。鶴ヶ島市消防団については、欠員が2名とのことで軽微であります。坂戸市消防団にあっては、欠員49人とまさに危機的な状況にあると言っても過言ではない状況であります。

坂戸市消防団に関して伺いますが、坂戸市消防団の基本団員は、団本部5分団16部、定数243人であると承知しておりますが、この5分団の16部の1部当たりの定数は約13人となっているわけですが、この16部の中で定数を満たしている部は何部あるのか伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

坂戸市消防団の5分団16部の中で、定数を満たしている部は5部となっております。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番(森田文明議員) 定数を満たしている部が16部中5部だけで、残り11部で欠員が生じている状況とのことであります。では、この欠員が生じている11部の中で、1部約13人の定数に対して著しく欠員が生じている部、例えば10人以下に満たない部の状況について伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

基本団員実員数が10人未満の部で申し上げますと、三芳野分団第1部が6人、同じく第2部が7人、勝呂分団第2部が7人、坂戸分団第2部が8人、同じく第4部が8人、大家分団第2部が2人という状況でございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番(森田文明議員) 消防ポンプ自動車が配備されている坂戸市消防団の16部のうち、定数を満たしている部が5部、欠員が生じている部が11部、そしてそのうち10人未満の部が6部存在するわけであります。それが現在の状況であります。

質問ですが、部に消防ポンプ自動車が配備されていて、2人しか団員が在籍していない状態について、組合としてどのように考えているのか所見を伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

当消防組合といたしましても、消防団に欠員が生じているということは、特に大規模災害発生時等における要員動員力の低下、地域防災力の低下につながるものと認識しているところであり、今後におきましても消防団と連携しながら、欠員解消に向けて努力していきたいと考えているところでございます。

また、現在定員を満たしていない部における喫緊の対策といたしましては、その部が属する分団内で人員を補う等の対策を講じ、災害出場等に支障を来すことのないよう努めていただいているところでございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番(森田文明議員) 火災現場において、団員が消防ポンプ自動車により迅速かつ的確に、そして安全に消火活動を行うには、操法大会での操作のように5名で行うことが基本で、2人では困難であります。たとえ分団内で調整するにしても、日頃チームとして操法訓練等をしていない団員同士がいきなり火災現場で消火活動をするときには、けが等の危険を伴うわけであって、この安全確保の観点からも考慮、検討すべきだと考えます。

次の質問に移りますが、坂戸市消防団の沿革を見ますと、基本団員の定数については、昭和49年4月にそれまでの5分団28部、定員1,220人から現在の5分団16部、消防自動車16台、定員228人と組織の再編が行われ、その後、平成19年4月に女性部を設置したことにより定数を15人増やし、現在の定数243人となっているわけですが、5分団16部に改編された昭和49年から既に47年、約半世紀が経過するわけであります。この間、社会経済状況の変化や就労形態の多様化、そして少子化等によって団員確保が年々厳しくなり、現状においては定数243人に対して49人の欠員が生じ、部によっては在籍団員が2名と、消防ポンプ自動車を駆使して消火活動を行うことが困難な部も生じているわけであります。

消防団員の確保については、これまでも各部において勧誘等を行っているものの、消防団への加入については特に法的強制力もなく、あくまでも個人の理解を得るしか方法がないわけでありましたが、勤務の都合等でなかなか理解が得られない、あるいは近年では地域に勧誘する候補者そのものがないといった切実な声も団員から聞かれ、もはや消防団だけでこの欠員を解消するには困難だと言わざるを得ない状況だと考えます。

今後も少子化が進行する中で、団員確保がままならず、基本団員の欠員は増加していくことが見込まれる中で、本組合として坂戸市消防団の今後における組織の在り方、方向性についてどのように考えているのか所見を伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

組合として坂戸市消防団の組織の在り方と今後の方向性についてでございますが、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の基本的施策の中には、消防団への加入促進が示され、消防団員確保に向け一層の取組についてうたわれているところでございます。このことから、まずは消防団員数を確保に向け、方法等を模索、検討しながら最大限取り組むことが最も重要であると考えているところでございます。また、同時に今後の入団状況等を見極めながら、将来の消防団のあるべき姿を考慮しつつ、消防団長及び関係機関とも協議を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番(森田文明議員) この問題については、現実、現状を踏まえれば、答弁にあった今後の入団状況等を見極めながらといった段階では既になく、喫緊の課題として危機感を持って、消防本部が主導して積極的に消防団長等との意見を聞きながら、現実を踏まえての坂戸市消防団組織の在り方、方向性について協議を進めていく時期に来ていると私は考えます。ぜひ検討すべきだと思います。

次に、今回の国からの通知で、現行の7,000円から1日当たり8,000円と1,000円引き上げられた災害出動時の報酬額について伺います。答弁では、基本団員の報酬は国基準額の年額3万6,500円に対して、当組合では11万5,000円と国基準を上回る報酬額を定めていることなども考慮すると、均衡が十分取れているので、今回国から示された災害出動時の報酬額の改正、つまり引上げは行わないとの答弁であります。答弁にあった当組合の基本団員の報酬額は、国基準額を上回る額を支給しているとのことですが、埼玉県内において、当組合と同様に国基準額を上回る報酬額を支給している団体の状況について伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

埼玉県内において、当組合と同様に国基準額を上回る報酬額を支給している団体の状況についてでございますが、埼玉県消防長会令和2年版消防財政の概況の消防団員報酬額によりますと、埼玉県内全ての消防団64団体のうち7団体が国基準額と同額であり、そのほか57団体は上回る報酬額を支給している状況でございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番(森田文明議員) 県内の消防団64団体のうち57団体が国基準を上回る報酬額を支給している実態は理解いたしました。

では、当組合の基本団員の報酬額11万5,000円について、県内の他消防団の報酬額と比較してどのような位置にあるのか伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

坂戸市消防団及び鶴ヶ島市消防団で階級が団員である年額報酬の11万5,000円は、県内64団体の消防団の中で最上位に位置するものでございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番(森田文明議員) 本組合消防団の基本団員の年額報酬は、県内64団体の消防団の中で最上位に位置することは理解いたしました。

では伺いますが、本組合の基本団員は、支給されている報酬額が国基準額を上回って支給されていること、また埼玉県内において、今答弁にあった最上位に位置する報酬額であることを認識しているのか疑問であります。本組合として、そのことを団員に周知しているのか伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

年額報酬については、各団員に給与所得の源泉徴収票を交付しています状況から、金額については認識していただいているものと考えております。しかしながら、年額報酬額が国基準額を上回っていることや埼玉県内で上位に位置する年額報酬額であること等につきましては、周知していない状況でございます。今後におきましては、消防団役員会等において各分団長を通じ、周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番(森田文明議員) 次に、この災害出動時の費用弁償について伺います。

災害出動時の費用弁償については、平成31年4月に条例改正をして現在7,000円としたわけであります。令和元年度及び令和2年度において、この災害出動して7,000円の費用弁償を支出した状況について伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

令和元年度及び令和2年度における災害出動において、4時間を超える災害出動は、令和元年10月の台風第19号による風水害に対応した鶴ヶ島市消防団の出動のみでございまして、費用弁償は41人分で28万7,000円の支出でございました。なお、坂戸市消防団につきましては、水防団としての出動となることから、坂戸市から水防活動費として支出している状況でございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番(森田文明議員) 令和元年度及び2年度において災害出動して7,000円の費用弁償をした実績、これについて、令和元年東日本台風時においての活動した鶴ヶ島市消防団41人分、28万7,000円の支出だけだったということであります。坂戸市消防団は、水防団員として坂戸市から水防活動費が支払われていたので該当しなかったわけであります。

では、今回国から示されましたこの標準額8,000円を令和元年度及び令和2年度の費用弁償支出実績に当てはめた場合の影響額について伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

令和元年度の費用弁償として支出した災害は、坂戸市消防団は4時間までが延べ209人、4時間を超える出動はございませんでした。鶴ヶ島市消防団は、4時間までが延べ155人、4時間を超えるものが41人で156万1,000円の支出額でございました。新たな国の基準額4時間まで4,000円、4時間を超えた場合8,000円を当てはめますと178万4,000円となりますので、影響額は22万3,000円でございます。同様に、令和2年度では、坂戸市消防団延べ264人、鶴ヶ島市消防団延べ25人で101万1,500円となり、新たな国の基準額で算出いたしますと115万6,000円であるため、影響額は14万4,500円でございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番(森田文明議員) 今回国から示されました標準額8,000円を令和元年度、2年度の支出実績に当てはめた場合、2年度で36万7,500円とのことであります。基本団員の報酬や災害出動時の費用弁償等に要する国の財政措置については、地方交付税により国の標準額を基に地方自治体に交付されているわけであります。災害出動時の費用弁償については、平成31年4月に同条例の一部改正を行って7,000円に改めたとの答弁でありました。この条例改正は、当時国の標準額が7,000円であり、国の標準額に合わせた条例改正であったのではないかと思います。今回の国の改正は、これまでの出動手当を見直して出動報酬として新たに創設し、報酬額の標準額をこれまでの7,000円から8,000円とする内容であります。本組合としては、今回は基本団員へ国基準を上回る報酬を支給していて均衡が十分取れているので、改正はしないとのことであります。

質問ですが、平成31年4月に条例改正して、この国の標準額と同額の7,000円とした当時も、基本団員の報酬額は国基準を上回っていたわけであって、状況は今も変わらないと私は理解しておりますが、前回の改正時と今回では具体的にどう異なるのか。均衡が十分取れているとはどういうことなのか伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

前回の改正と今回との違いと均衡が十分に取れているかについてでございますが、平成30年1月19日付の国からの通知により「消防団員の確保等に向けた重点取組事項について」が発出され、その中では消防団の処遇改善として消防団の活動実績に見合う適切な額の年額報酬や出動手当を支給することとし、年額報酬は3万6,500円、出動手当は7,000円を標準額とするものでございました。この通知を受けて、本組合で検討した結果、平成31年度に処遇改善を図るために一部条例を改正いたしまして、災害出動手当を最大1回7,000円、さらに新

たに警戒に当たる出動手当2,500円を設けたものでございます。

そのような中で、今回につきましては、平成31年4月の一部条例改正から間もないこと、また国が示す年額報酬額より大幅に上回る報酬額であること、さらに費用弁償支払い対象もほかに行事、訓練、会議など幅広く対応していること等、全てを勘案し、総合的に判断した結果、十分均衡が図れているものと判断したものでございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番(森田文明議員) ただいまの答弁の内容は理解をいたしました。これまで災害出動時の費用弁償について質問してまいりましたが、私はこの条例で規定している現行の7,000円については、国の標準額、すなわち地方交付税算定基準額に合わせて改正している経過、そして消防団員は職員と異なり、本業を休んだりして災害活動に従事している。つまり、本来得られる利益を放棄してまで災害活動に従事していること、こういったことを総合的に考慮すれば、今回の国の標準額に合わせて改正すべきではないかと私は考えます。今回の国の改正については、本年4月14日の新聞の全国版でも大きく報じられており、団員も目にしているわけであります。当組合として、今回の国の改正について、現行のまま引き上げないのであれば、団員に対して丁寧な説明を行う必要があると考えますが、見解を伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

国から示されました災害出動時の年額報酬額の改正につきましては、坂戸市消防団及び鶴ヶ島市消防団の両団長に対しまして、現在の団員年額報酬額、出動報酬額、費用弁償等についてご説明し、ご理解をいただいているところでございます。消防団員の方々への周知につきましては、今後の役員会等を通じまして丁寧に説明し、周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番(森田文明議員) 次に、大項目2項目めの大規模物流倉庫等の火災予防対策の強化と火災発生時の消火活動計画について伺ってまいります。

はじめに、大規模物流倉庫等の火災予防対策の強化についてであります。答弁では、平成29年9月に三芳町で発生した大規模物流倉庫火災を受けて、国が作成した「大規模倉庫における消防活動支援対策ガイドライン」に基づき、倉庫事業者などの関係団体に対して個々の倉庫の実情に応じた対策を講じてもらうよう協力を呼びかけている。また、現在建設が予定されている大規模倉庫では、本ガイドラインに基づく指導により、管内で初めて連結送水管の設置と2階以上の階に非常用進入口を設けるなど、ハード面における火災予防対策強化を図っている、そういった答弁でございました。

はじめに伺いますが、当組合管内において、延べ床面積が1万平方メートルを超える大規模な施設は何施設所在しているのか伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

当組合管内における延べ床面積が1万平方メートルを超える施設につきましては、64施設でございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番(森田文明議員) では、この64施設の中で、最も大規模な施設、防火対象物はどの施設なのか伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

最大のものは、坂戸市西インター一丁目地内にございます大型物流センターDPL坂戸で、延べ床面積が約17万8,000平方メートルでございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番(森田文明議員) 管内において最も大規模な施設は、坂戸市西インター一丁目地内の大型物流センターDPL坂戸で、延べ床面積が約17万8,000平方メートルとのことであります。

では、延べ床面積が1万平方メートルを超える当組合管内の64施設のうち、物流倉庫は何施設所在しているのか伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

当組合管内における延べ床面積が1万平方メートルを超える物流倉庫は、12施設となっております。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番(森田文明議員) 当組合管内で延べ床面積が1万平方メートル以上の大規模物流倉庫は、12施設所在しているとのことあります。

では、この12施設について、延べ床面積で大きい順に順位をつけた場合の上位5つについて伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

物流倉庫で最大のものは、坂戸市西インター一丁目でございますDPL坂戸で約17万8,000平方メートル、2番目が坂戸市西インター二丁目地内の日本光電株式会社東日本物流センターで約2万5,000平方メートル、3番目が坂戸市につさい花みず木一丁目地内の株式会社GDLで約2万4,000平方メートル、4番目が鶴ヶ島市富士見六丁目地内のMCUD鶴ヶ島で約2万3,000平方メートル、5番目が鶴ヶ島市柳戸町地内の日本ロジテム鶴ヶ島配送センターで約2万2,000平方メートルとなっております。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番(森田文明議員) 先ほどの1回目の答弁の中で、現在建設経営が予定されている、これは坂戸西インター二

丁目、約9万2,000平方メートルの大型物流センターだと理解しておりますけれども、この建築に当たっての本ガイドラインに基づく指導によって、管内で初めて連結送水管が設けられたとのことですが、この連結送水管とはどのような設備で、火災発生時にどのような効果があるのか伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

連結送水管は、外部からの消火活動が困難な地上階数が7以上のものや、地上階数が5以上かつ延べ床面積が6,000平方メートル以上の建築物等に設置を要するものでございます。高層建築物火災では、はしご車により建物外部からの放水を実施するところでございますが、これでは建物内部への消火活動が不足がちとなるため、あらかじめ消防用ホース数本に相当する立管を建築物内または外壁に設置し、3階以上に設置された放水口に消防隊がホースを接続することで、直ちに建物内部への放水が可能となるものでございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番(森田文明議員) 本年3月26日付で国から「倉庫における火災危険性の把握等について」、通知が発出されております。この通知の中では、防火管理者が中心となって自衛消防隊も含めて出火危険がある場所や初期消火が困難な場所等を事前に把握して、必要な対策を講じるよう火災予防運動や消防訓練の立会い、立入検査等の機会を捉えて指導するようとの内容であります。近年、本組合管内で大規模な物流倉庫等が相次いで建設されている状況を踏まえ、こうした大規模物流倉庫への火災予防対策を強化していく必要があると考えますが、延べ床面積が1万平方メートルを超える倉庫12施設への立入検査等の実施及び指導の状況について伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

立入検査等の実施と指導の状況についてでございますが、基本的には倉庫及び工場は、2年に1度の間隔で立入検査を実施しております。昨年度につきましては、大規模な物流倉庫に関しましては、6件を予定しておりましたが、企業側と調整した結果、コロナ禍という状況から、実施件数は2件となっております。なお、違反件数は2件あり、是正が1件、継続指導が1件でございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番(森田文明議員) 立入検査等の実施並びに指導の状況については理解いたしました。

次に、本組合管内で延べ床面積が1万平方メートルを超えるこの12倉庫の中で、自主的に自衛消防隊を組織している施設についての状況について伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

本組合管内における延べ床面積が1万平方メートルを超える倉庫で、消防計画における自衛消防隊を設置している施設は10施設でございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番(森田文明議員) 12倉庫のうち、自衛消防隊を組織している施設は10施設とのことであります。

では次に、本組合管内で最も大規模な施設であり、延べ床面積が約17万8,000平方メートルを超える4階建ての大型物流センター、DPL坂戸に関して伺います。このDPL坂戸には、複数の企業が入っているようでありますが、何社がどのような区画に入っているのか伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

当該施設のテナントの入居状況でございますが、6社であり、2階及び3階部分に1社が占用するほか、1階に2社、4階に2社、さらに1階の一部と4階の一部の区画に入居している1社がございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番(森田文明議員) 答弁では、DPL坂戸を数えてみますと、7区画に6社が入居しているとのことであります。

では、このDPL坂戸の収容人員は何名なのか伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

各テナントの収容人員の合計につきましては、1,766名でございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番(森田文明議員) このDPL坂戸は、7区画に6社が入っていて、収容人員が1,766名とのことであります。平成29年2月の三芳町における大規模倉庫火災は、通販会社所有の物流倉庫での火災で、特に人的被害はなかったようですが、このDPL坂戸には6社が入り、最大1,700名を超える方々が施設内で働いている。施設内には企業内保育所も設けられているという大規模施設で、特に火災予防対策の強化徹底が求められる施設だと私は考えます。

質問ですが、この6社には、それぞれ防火管理者が選任されていて、防火管理に係る消防計画が作成され、計画に基づく消防訓練を年1回実施することが義務づけられていると思いますが、訓練は各社ごとに行われているのか、それとも6社共同して施設全体で実施されているのか、訓練の実施状況と訓練に対する本組合の指導状況について伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

この施設の訓練実施状況でございますが、テナント全体で本年6月8日に実施しております。コロナ禍もあり、当組合から職員派遣の実績はございませんが、今後におきましては、総務省消防庁から通知されております大規模倉庫における効果的な訓練の実施推進についてを基に、訓練指導を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番(森田文明議員) 本年6月8日にテナント全体で実施されたが、当組合からの職員派遣はなかったとのことであります。コロナ禍であっても実際に訓練が実施されたのであれば、これだけの施設なので職員を派遣すべきであったのではないかと私は思います。

次に、この大規模物流倉庫等の火災が発生時の消火活動計画について伺います。答弁では、平成29年9月に国から発出された「大規模倉庫火災におけるより効率的な消火活動を実施するための今後の方策について」に基づき、1万平方メートル以上の倉庫を対象に、火災発生時に効果的な消火活動を遂行するための活動方針、車両の部署位置、進入経路、防災センターや水利の位置、消防用設備等の状況及び収容物など、消防活動に必要な情報を新たに見直した警防計画を作成し、対応しているとの先ほどの答弁であります。

質問ですが、管内に所在する延べ床面積が1万平方メートル以上の12の倉庫全てにおいて、この個々の施設ごとに警防計画が作成されているということでよろしいのか伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

消防活動の的確な運用を期するため、1万平方メートル以上の倉庫につきましては、全て警防計画を作成しているところでございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番(森田文明議員) 12の大規模倉庫全てについて警防計画が作成されているということで安心をいたしました。

では、本組合管内で最も大規模な施設であるDPL坂戸の火災を想定した警防計画について伺いますが、火災発生時においてどのような消火活動を行う警防計画となっているのか伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

DPL坂戸につきましては、当消防活動支援対策ガイドラインが作成される以前の建築された施設でもございましたが、まず消火活動、消防活動につきましては、非常用進入口が建築基準法に基づき3階及び4階に設置されておりますことから、外部から容易に進入することのできない2階などについては、それぞれ1階または3階からの建物内部に進入して消火活動を行うこととなると考えております。

また、消防水利につきましては、敷地内に消防法及び当組合の指導要綱により設置していただきました、防火水槽が40立方メートル級5基、60立方メートル級が1基、計260立方メートルの水利が確保されており、周囲には消火栓3基も設置されておりますことから、これら水源を有効に活用し、消火活動に当たる計画となっております。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番(森田文明議員) このDPL坂戸は、地上4階建てで延べ床面積が17万8,000平方メートルを超える県内でも有数の大規模施設と伺っておりますが、火災となると当組合の消防力だけでは消火が困難となることが想定されるわけであります。平成29年2月の三芳町における大規模倉庫火災と同様に、県内消防組合へ応援を要請することとなると考えられますが、警防計画では応援要請についてはどのようなになっているのか伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

応援要請につきましては、災害規模や被害状況等を考慮して、本消防組合の消防力では十分な体制を取ることができないというふうに判断した場合には、近隣消防相互応援協定に基づき、各消防本部に直接または埼玉県下消防相互応援協定に基づき、幹事、消防本部を通じて要請することとなっておりますことから、警防計画への記載はございません。

なお、重機あるいは大型資機材等を活用しての対応が必要な場合には、平成29年6月に締結いたしました災害時における消防業務の支援協力に関する協定に基づき、協定機関に応援要請を行うこととなっております。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番(森田文明議員) 応援要請については理解いたしました。

当組合管内で延べ床面積が1万平方メートル以上の大規模倉庫については、それぞれの施設ごとにこの警防計画を策定して対応しているということでございます。この警防計画に基づいた消火訓練の実施状況について伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

大規模倉庫につきましては、日々稼働しており、施設側の協力を得ることが難しいことから、消火訓練は実施できておりませんが、警防計画を利用した図上訓練を行うとともに、訓練場や庁舎など、大規模施設等を仮定した消火訓練等を実施し、共通認識を深め、対応力の向上に努めております。

なお、稼働している倉庫を利用しての訓練ができていないことから、昨年、建て替えにより取り壊す工場を利用し、実災害を想定しての消火訓練を事業者側のご理解により実施いたしました。今後におきましても、あらゆる機会を捉えて実動訓練の必要性を事業者側に訴え、協力を依頼してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番(森田文明議員) ぜひ施設の管理権限者あるいは防火管理者等と協議を行って、仮定した消火訓練でなく、実際に大規模施設を利用しての実火災を想定した訓練ができるよう努力いただきたいと思います。

この大規模倉庫等の火災が発生した場合における消防団について伺います。大規模倉庫等の火災が発生した場合には、消防団も出動するわけであります。広大な敷地に大規模な建物、そして可燃物を大量に収容し、出入口や開口部が少ないなど、消火活動に当たる職・団員の危険性も高く、安全確保をどう図っていくのか重要でありますが、この施設ごとに策定されている警防計画には、消防団の消火活動も含めて計画されているのかどうか伺

います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

大規模倉庫等の火災における消防団の活動につきましては、消火活動や避難誘導など多岐にわたり、危険を伴う活動となりますことから、消防団員の安全確保に考慮し、中継送水や後方支援を含めた計画となっております。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番(森田文明議員) それでは、最後の質問とさせていただきますが、大規模倉庫等の火災が発生した場合の消防団の活動について、団員の確保を図る観点からも、警防計画に基づいた消防本部と消防団との連携について、事前に協議をしておくべきだと考えますが、この事前の協議等を行っているのかどうか伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

消防本部と消防団との大規模倉庫等に特化した事前の詳細な協議につきましては実施をしておりますが、大規模倉庫等の火災における消防団の消防活動につきましては、団員の安全確保を図る観点からも、協議が必要であると認識しているところでございます。今後におきましては、消防本部と消防団との連携強化について、通常の災害活動だけではなく、大規模倉庫等に関する災害活動につきましても協議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

○7番(森田文明議員) 終わります。

○藤野 登議長 以上で一般質問を終了いたします。

以上をもちまして、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

◇

◎議長の挨拶

(藤野 登議長起立)

○藤野 登議長 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員皆様のご理解とご協力を賜り、閉会の運びになりましたことに深く感謝を申し上げる次第であります。

これから厳しい夏の暑さを迎え、議員各位にはくれぐれもご自愛をいただくとともに、今後とも地域の進展と消防行政推進のため、なお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

(藤野 登議長着席)

◎管理者の挨拶

○藤野 登議長 石川管理者から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

石川管理者。

(石川 清管理者登壇)

○石川 清管理者 議員皆様方におかれましては、大変ご多用の中、全員の方のご出席を賜り、提出議案2件につきまして原案どおり可決をいただき、心から感謝申し上げます。

2月議会定例会以降の各種事業及び火災等の概要につきましてご報告申し上げます。はじめに、各種事業であります。4月4日には、坂戸市消防団及び鶴ヶ島市消防団の辞令交付式をそれぞれ挙行いたしました。コロナ禍の事情により、消防団のみの出席による縮小開催となりました。

6月10日、11日には、今年度第1回の甲種防火管理者資格取得新規講習会を開催し、各事業所から28名が受講され、資格を取得されました。

6月12日に予定しておりました第48回埼玉県消防長会消防救助技術指導会に、当組合から6種目20名が出場予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、中止となりました。また、10月9日に開催予定でありました第49回全国消防救助技術大会につきましても、同様の理由により中止となりました。

新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、当組合の事業につきましても、一部中止となっております。今後におきましても、各種事業の実施につきましては、新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただくようお願い申し上げます。

2月議会定例会以降の火災等の概要につきましてご報告申し上げます。本年1月から6月までの火災件数は34件で、前年同期と比較いたしますと8件の増となっております。このうち建物火災は17件であります。

次に、同期間の救急出動件数は3,627件で、前年同期と比較いたしますと78件の増となっております。

台風や集中豪雨が多発する時期でありますので、今後発生する自然災害等に的確に対応し、住民の負託に応えられるよう万全を期してまいる所存でありますので、今後とも議員皆様には変わらざるご支援、ご指導をお願い申し上げます。

議員皆様方のご理解とご協力をいただき、本日の定例会が滞りなく終了できましたことに対しまして、心から御礼を申し上げます。皆様方には健康に十分ご留意され、ますますのご活躍を心よりご祈念申し上げまして、挨拶いたします。ありがとうございました。

(石川 清管理者降壇)

◎閉議及び閉会の宣告

(午前11時18分)

○藤野 登議長 これをもちまして、令和3年7月第2回坂戸・鶴ヶ島消防組合議会定例会の議事を閉じ、閉会いたします。